

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 19    | 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島県竹原市長

## 公表日

令和7年1月20日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                     |   |
|--|---|
| ①事務の名称                                   | 子ども・子育て支援に関する事務   |
| ②事務の概要                                   | <p>子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>実施主体である市が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。</p> <p>保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。</p> <p>保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。</p> <p>事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込み、施設型給付費等支給事務を行う。</p> <p>また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。</p> |
| ③システムの名称                                 | 1. 子育て支援システム<br>2. 収納消込／滞納管理システム<br>3. 団体内統合宛名システム<br>4. 中間サーバー   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                           |   |
| (1)幼保認定ファイル<br>(2)保育ファイル<br>(3)保育収滞納ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                               |   |
| 法令上の根拠                                   | 1. 番号法第9条第1項及び別表127の項<br><br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第157条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                 |   |
| ①実施の有無                                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                                  | 【情報提供の根拠】<br>情報提供は行わない。<br><br>【情報照会の根拠】<br>・番号法 第19条8号<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表155の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署                        |   |
| ①部署                                      | 竹原市 市民福祉部 健康こども未来課  |
| ②所属長の役職名                                 | 健康こども未来課長   |
| 6. 他の評価実施機関                              |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                   |   |
| 請求先                                      | 郵便番号725-8666<br>竹原市役所 総務部 総務課 行政係<br>住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号<br>電話:0846-22-7719   |

E-mail : soumu@city.takehara.lg.jp

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | 郵便番号725-0026<br>竹原市役所 市民福祉部 健康子ども未来課 こども福祉係<br>住所:広島県竹原市中央三丁目14番1号<br>電話:0846-22-7742<br>E-mail:kodomo@city.takehara.lg.jp |
|-----|--|

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>[ 1,000人以上1万人未満 ]<br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | <選択肢><br>[ 500人未満 ]<br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <選択肢><br>[ 発生なし ]<br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ○ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ○ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                               |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                     |   |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている     |
| 判断の根拠                 |                     | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。 |

## 9. 監査

|       |   |               |               |
|-------|---|---------------|---------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 | [      ] 内部監査 | [      ] 外部監査 |
|-------|---|---------------|---------------|

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                   |   |
|--------------|-------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [      ] 十分に行っている | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|-------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |   |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [      ] [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [      ] [ 十分である ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠            | 竹原市特定個人情報等管理要綱及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため。   |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|--|------|-----------|
| 平成29年5月31日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                          | ・別表第一省令第8号<br>※別表第一の94の項に対する別表第一省令<br>※別表第二の13及び116の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定。   | ・別表第一省令第8条、68条   | 事後   |           |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用                          | ・別表第二省令第10条の3、第59条の2   | 事後   |      |           |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                      | 竹原市 市民生活部 福祉課  | 竹原市 福祉部 社会福祉課  | 事後   |           |
| 平成29年5月31日 | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                      | 福祉課長 平田 康宏   | 社会福祉課長 西口 広崇   | 事後   |           |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 平成27年1月1日 時点   | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 平成29年5月31日 | II しきい値判断項目<br>1. 取扱者数                        | 平成27年1月1日 時点   | 平成29年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                      | 社会福祉課長 西口 広崇   | 社会福祉課長   | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂                      | 竹原市役所 総務部 総務課 行政係  | 竹原市役所 総務企画部 総務課 行政係  | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの                      | E-mail: kodomo@city.takehara.lg.jp   | E-mail: shafuku@city.takehara.lg.jp  | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 平成29年4月1日 時点   | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | II しきい値判断項目<br>1. 取扱者数                        | 平成29年4月1日 時点   | 平成31年4月1日 時点   | 事後   |           |
| 令和1年5月22日  | IVリスク対策                                       | 一  | 項目追加   | 事後   |           |
| 令和2年5月29日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 平成31年4月1日 時点   | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和2年5月29日  | II しきい値判断項目<br>1. 取扱者数                        | 平成31年4月1日 時点   | 令和2年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年9月24日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシス                     | ・番号法第19条第7号及び別表第2  | ・番号法第19条第8号及び別表第2  | 事後   |           |
| 令和3年9月24日  | I 関連情報<br>5. 評価実施機関における担                      | 竹原市 福祉部 社会福祉課  | 竹原市 市民福祉部 社会福祉課  | 事後   |           |
| 令和3年9月24日  | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの                      | 竹原市役所 福祉部 社会福祉課 子ども福祉<br>8. 特定個人情報ファイルの  | 竹原市役所 市民福祉部 社会福祉課 子ども<br>福祉係   | 事後   |           |
| 令和3年9月24日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 令和2年4月1日 時点  | 令和3年3月31日 時点   | 事後   |           |
| 令和3年9月24日  | II しきい値判断項目<br>1. 取扱者数                        | 令和2年4月1日 時点  | 令和3年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | 1. 番号法第9条第1項並びに別表第1の8及び94の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条及び68条   | 1. 番号法第9条第1項及び別表127の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第157条      | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号及び別表第2<br>(別表第2における情報提供の根拠)<br>:なし(子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)<br><br>(別表第2における情報照会の根拠)<br>:第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(13の項)<br>:第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別する | 【情報提供の根拠】<br>情報提供は行わない。<br><br>【情報照会の根拠】<br>・番号法 第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表155の項 | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | ①部署   | 竹原市 市民福祉部 社会福祉課  | 竹原市 市民福祉部 健康こども未来課   | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | ①所属長の役職名                                      | 社会福祉課長   | 健康こども未来課長  | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | 請求先   | 竹原市役所 総務企画部 総務課 行政係<br>住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号   | 竹原市役所 総務部 総務課 行政係<br>住所:広島県竹原市中央五丁目6番28号   | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | 連絡先   | 竹原市役所 市民福祉部 社会福祉課 子ども<br>福祉係<br>住所:広島県竹原市中央五丁目1番35号  | 竹原市役所 市民福祉部 健康こども未来課<br>こども福祉係   | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数                        | 令和3年3月31日 時点   | 令和6年4月1日 時点  | 事後   |           |
| 令和7年1月6日   | II しきい値判断項目<br>1. 取扱者数                        | 令和3年4月1日 時点  | 令和6年4月1日 時点  | 事後   |           |